その一

何選挙洋上投票

○注意

一　候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二　候補者でない者の氏名は、書かないこと。

【投票記載部分】

候補者氏名

（切り取り線）

【必要事項記載部分】

1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

②この用紙を船長に交付した年月日　平成　年　月　日

③選挙の種類

④船員の選挙人名簿登録地市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

2．不在者投票管理者の記載事項

①氏名（署名）

②指定船舶の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

平成　年　月　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）

4．船員の記載事項

①氏名（署名）

②住所

市区町村

③選挙人名簿登録証明書の交付年月日

平成　年　月　日

④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

1　「1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2．不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である船長が、「3．立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、船員は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2　不在者投票管理者である船長からこの投票送信用紙の交付を受けた船員は、投票の記載をする場所で「4．選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と記載してください。

3　投票の記載を行った船員は、直ちに不在者投票管理者である船長が指定したファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号を用いて指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。

4　代理投票の場合は、「4．船員の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。

5　「5．代理投票の仮投票の場合　代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

6　この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

7　船員は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、船長に提出してください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

その二

何選挙洋上投票

○注意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

【投票記載部分】

政党その他の政治団体の名称又は略称

（切り取り線）

【必要事項記載部分】

1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

②この用紙を船長に交付した年月日　平成　年　月　日

③選挙の種類

④船員の選挙人名簿登録地市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

2．不在者投票管理者の記載事項

①氏名（署名）

②指定船舶の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

平成　年　月　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）

4．船員の記載事項

①氏名（署名）

②住所

市区町村

③選挙人名簿登録証明書の交付年月日

平成　年　月　日

④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

1　「1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2．不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である船長が、「3．立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、船員は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2　不在者投票管理者である船長からこの投票送信用紙の交付を受けた船員は、投票の記載をする場所で「4．選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と記載してください。

3　投票の記載を行った船員は、直ちに不在者投票管理者である船長が指定したファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号を用いて指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。

4　代理投票の場合は、「4．船員の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。

5　「5．代理投票の仮投票の場合　代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

6　この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

7　船員は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、船長に提出してください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

その三

何選挙洋上投票

○　注意

一　候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二　候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

【必要事項記載部分】

1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

②この用紙を船長に交付した年月日　平成　　年　　月　　日

③選挙の種類

④船員の選挙人名簿登録地市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

2．不在者投票管理者の記載事項

①氏名（署名）

②指定船舶の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

平成　　年　　月　　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）

4．船員の記載事項

①氏名（署名）

②住所

市区町村

③選挙人名簿登録証明書の交付年月日

平成　　年　　月　　日

④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切り取り線）

【投票記載部分】

候補者氏名又は他の政治団体の名称若しくは略称

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き

【注意事項記載欄】

1　「1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄には指定市町村の選挙管理委員会の委員長が、「2．不在者投票管理者の記載事項」欄には不在者投票管理者である船長が、「3．立会人の記載事項」欄には立会人が、それぞれ記載した後、交付されますので、船員は記載事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

2　不在者投票管理者である船長からこの投票送信用紙の交付を受けた船員は、投票の記載をする場所で「4．選挙人の記載事項」欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と記載してください。

3　投票の記載を行った船員は、直ちに不在者投票管理者である船長が指定したファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号を用いて指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてにこの投票送信用紙を送信してください。

4　代理投票の場合は、「4．船員の記載事項」欄には代理記載人が記載してください。

5　「5．代理投票の仮投票の場合　代理記載人の署名」欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

6　この投票送信用紙をファクシミリ装置を用いて送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

7　船員は、ファクシミリ装置による送信を行った後は、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面にはり付けて、船長に提出してください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

備考

一　投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。

三　投票送信用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

四　投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。

七　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

八　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。